

静岡県人事委員会は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-117

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>第7条の9 (略)</p> <p>2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条の3第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該請求に係る子が、<u>条例第9条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、</u></p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第1項又は<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条</u>の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>第7条の9 (略)</p> <p>2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条の3第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該請求に係る子が、小学校就学の始期に達した場合</p>

同条第3項の規定による請求にあっては小
学校就学の始期に達した場合

3・4 (略)

(特別休暇)

第12条 条例第14条に規定する特別休暇の期間
は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活
の充実のため勤務しないことが相当である
と認められる場合

ア (略)

イ 子等が在籍する学校等が実施する行事
その他人事委員会が定める場合にあつて
は、一の年において3日以内で必要と認
める期間

(7)～(17) (略)

(18) 職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母
その他人事委員会で定める者が負傷又は疾
病のため看護（中学校就学の始期に達する
までの子については、疾病の予防を図るた
めに必要なものとして人事委員会が定める
世話を含む。以下同じ。）を必要とする場合
で、当該職員が看護のため勤務しないこと
が相当であると認められるとき 一の年に
おいて5日（中学校就学の始期に達するま
での子が2人以上の場合にあつては、10日
（5日は当該子の看護を必要とする場合に
限る。））以内で必要と認める期間

3・4 (略)

(特別休暇)

第12条 条例第14条に規定する特別休暇の期間
は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活
の充実のため勤務しないことが相当である
と認められる場合

ア (略)

イ 子等が在籍する学校等が実施する行事
に出席する場合又は子等が在籍する学校
等の休業に伴う当該子等の世話を行う場
合その他人事委員会が定める場合にあつ
ては、一の年において3日以内で必要と
認める期間

(7)～(17) (略)

(18) 看護等（次のいずれかに該当する場合に
限る。以下同じ。）のため、職員が勤務しな
いことが相当であると認められる場合 一
の年において5日（中学校就学の始期に達
するまでの子が2人以上の場合にあつて
は、10日（5日は当該子等の看護等の場合
に限る。））以内で必要と認める期間

ア 当該職員の配偶者、父母、子、配偶者
の父母その他人事委員会で定める者が負
傷又は疾病のため看護（中学校就学の始
期に達するまでの子については、疾病の
予防を図るために必要なものとして人事
委員会が定める世話を含む。以下同じ。）
を必要とする場合

イ 子等が在籍する学校等が実施する行事
に出席する場合又は子等が在籍する学校
等の休業に伴う当該子等の世話を行う場
合

(19)～(22) (略)	(19)～(22) (略)
2～8 (略)	2～8 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。